

利用許諾基準

1 無許諾で利用できる場合

	事例	説明	著作権法
1	私的利用のための複製	家庭内で仕事以外の目的で使用するためにコピーすることは可能。	30条
2	図書館等における複製	図書館内において、著作物の一部分のコピーを、1人につき1部提供することは可能。	31条
3	学校・その他の教育機関による複製	学校の授業で使う場合に限り、必要と認められる限度において、著作物をコピーすることが可能。	35条
4	点字による複製等	営利・非営利にかかわらず、絵本を点字により複製できる。	37条
5	視覚障がい者のための、録音図書や布の絵本の政策	障がい児入所施設・児童発達支援センター・図書館・学校図書館・養護老人ホーム(＝視覚障がい者その他視覚による表現の認識に障害のある者の福祉に関する事業を行う者で政令で定める者)などでは、録音や布の絵本の作成が可能。それ以外の方は、許諾が必要。	37条3項
6	営利目的でないお話会等	営利目的でない(入場料を徴収しない、読み聞かせする人に謝礼が発生しない)場合は、許諾は必要ない。絵を拡大したり、人形劇にしたりと、著作物を加工して利用する場合は、許諾が必要。	38条

2 許諾が必要な場合

	事例	説明	著作権法
1	著作物をもとにした制作物の作成	著作物をもとに、人形劇・パネルシアター・ペープサート・エプロンシアター・紙芝居・マルチメディアデイズ図書などの制作物を作成する場合は、許諾が必要。	18～21条 113条6項
2	著作物をもとにしたパワーポイント等の作成	著作物をパワーポイント等、異なる媒体にする場合は、許諾が必要。	18～21条 113条6項
3	著作物を他言語に翻訳	著作物を、他の言語に翻訳する場合は許諾が必要。	18～21条 113条6項
4	著作物を増刷する	著作物を増刷する場合は、許諾が必要。	18～21条 113条6項